

【空き家所有者様】

水戸市空き家バンク制度への物件登録について

【1 物件情報登録までの流れ】

① 申込

必要書類を市住宅政策課に提出してください。

必要書類：物件登録申込書（所定の添付書類）、物件登録カード、同意書

② 市職員の現地確認

市住宅政策課の職員が現地を確認します。

③ 媒介業者の決定

宅地建物取引業団体が担当する媒介業者を選定します。市から媒介業者決定通知を送付します。

④ 媒介業者による現地立会調査の実施

市から日程調整の連絡をします。

室内の確認もしますので媒介業者の調査に立ち合いをお願いします（市は立ち会いません）。

⑤ 媒介業者と契約

価格やその他の条件を媒介業者と相談し、希望に合えば媒介契約を結んでください。

⑥ 登録完了通知、物件情報が公開される

市から物件登録通知書を送付します。また、市が全国版空き家バンク（「at home」、**「LIFULL HOME'S」**）及びいばらき移住定住ポータルサイト**「Re:BARAKI」**等に物件情報を掲載します。

※物件の登録期間は登録した年度の翌々年度末までです（希望により登録期間を延長することも可能です）

【2 売買等成約までの流れ】

① 購入・賃借希望者からの問合せ、交渉

物件の購入・賃借を希望する方からの問合せや交渉の申込は媒介業者が受付けます。必要に応じて媒介業者から連絡がありますので、ご対応をお願いします。

② 売買等の成約

交渉の結果、両者が合意すれば成約となります。

※成約した場合、仲介手数料の支払いが必要となります。

【注意事項】

- ・物件の状況等により、物件を空き家バンクに登録できない場合があります。
- ・空き家バンクに登録された場合でも、必ず成約に至るとは限りません。
- ・登録内容の変更、登録期間の延長、登録の取り消しの場合は市へ届出をお願いします。
- ・市は交渉・契約には関与しませんので、交渉・契約のトラブルについては当事者間において解決するようお願いいたします。

（問合せ先・提出先）

〒310-8610 水戸市中央 1-4-1 水戸市都市計画部 住宅政策課

（電話）029-232-9222 （FAX）029-232-9286 （E-mail）sumai@city.mito.lg.jp

（市空き家バンク HP）<https://www.city.mito.lg.jp/page/43804.html>

水戸市 HP

